

船舶事故調査報告書

平成26年9月11日

運輸安全委員会（海事専門部会）議決

委員 横山 鐵 男（部会長）

委員 庄 司 邦 昭

委員 根 本 美 奈

事故種類	乗組員行方不明
発生日時	不明（平成25年8月3日（土） 10時00分ごろ以降の兵庫県豊岡市津居山港の出港時～19時56分ごろ以前の本船が発見された時までの間）
発生場所	不明（津居山港～豊岡市所在の捨ヶ鼻灯台の北東方2,000m付近の間）
事故調査の経過	平成25年8月5日、本事故の調査を担当する主管調査官（神戸事務所）ほか1人の地方事故調査官を指名した。 原因関係者としての船長からの意見聴取は、本人が行方不明のため行わなかった。
事実情報 船種船名、総トン数 船舶番号、船舶所有者等 L×B×D、船質 機関、出力、進水等	プレジャーモーターボート KAWASAKI、5トン未満 251-8505兵庫、個人所有 6.27m (Lr) × 2.08m × 0.79m、FRP ガソリン機関、36.80kW、昭和54年9月
乗組員等に関する情報	船長 男性 76歳 二級小型船舶操縦士・特殊小型船舶操縦士・特定 免許登録日 昭和56年7月23日 免許証交付日 平成24年4月6日 （平成30年3月4日まで有効）
死傷者等	行方不明 1人（船長）
損傷	なし
事故の経過	船長は、平成25年8月3日10時00分ごろ、家族に釣りに出掛けると伝え、自宅を出た。 本船は、日没から日出までの航行を禁止されており、船長の家族が、日没を過ぎても自宅に戻らない船長を心配し、釣りクラブのメンバーである僚船の船長へ電話により、その旨を伝えた。 僚船の船長は、津居山港の東方沖で釣りを終えて帰宅していたので、釣りクラブの他のメンバーに連絡を取った後、僚船の係留場所に向かいながら、同じく津居山港の東方沖で釣りをしていた知人の遊漁船（以下「本件遊漁船」という。）に連絡を取り、釣りをしていたので、付近に本船がないかどうか尋ねたところ、見当たらない旨の回答を受けた。

	<p>本件遊漁船は、釣りを終え、津居山港に向けて航行していたところ、捨ヶ鼻灯台の北東方2,000m付近において、無灯火で漂流している無人の小型船舶と衝突しそうになり、僚船の船長にその旨を伝えたところ、船体の特徴から本船と判明し、19時56分ごろ本件遊漁船の船長が海上保安庁に通報した。</p> <p>僚船の船長は、僚船で本船に向かい、本船を監視していた本件遊漁船と代わり、本船が漂流しないようにロープを取った後、海上保安庁の指示により、本船に移乗したところ、プロペラに絡網した状態で船外機がチルトアップされており、はさみで切断された網の一部、船長が着用していた上下の着衣、救命胴衣及び携帯電話が船上にあり、約1mの長さのロープで舷側につながれた救命浮環が海面に浮いていることを認めた。</p> <p>僚船の船長は、他の僚船及び到着した海上保安庁の巡視艇と共に付近を捜索したものの、船長は見付からず、本船は、巡視艇にえい航されて津居山港に入港した。</p>
気象・海象	<p>気象：天気 曇り時々晴れ、風向 北北東～北北西～南南西、風力 3～1、視界 良好</p> <p>海象：海水温度 約30℃</p>
その他の事項	<p>本船には、衝突した形跡がなかった。</p> <p>本船は、無線装置を設置していたものの、船長は、ふだん、無線を使用していなかった。</p> <p>本船は、ふだん、津居山港の船だまりに係留されていた。</p>
分析 乗組員等の関与 船体・機関等の関与 気象・海象の関与 判明した事項の解析	<p>不明</p> <p>不明</p> <p>不明</p> <p>船長は、行方不明となった。</p> <p>本船は、3日10時00分ごろ以降に津居山港を出港した後、本件遊漁船の船長が、捨ヶ鼻灯台の北東方2,000m付近において、無灯火で漂流している無人の本船を発見し、19時56分ごろ海上保安庁に通報したことから、3日10時00分ごろ以降の津居山港出港後から19時56分ごろ以前の無灯火で漂流しているところを発見された間において、船長が行方不明となったものと考えられる。</p> <p>本船は、プロペラに絡網した状態で船外機がチルトアップされており、はさみで切断された網の一部、船長の着用していた上下の着衣、救命胴衣及び携帯電話が船上にあり、約1mの長さのロープで舷側につながれた救命浮環が海面に浮いていたことから、船長が、絡網を解くために海に入った可能性があると考えられるが、行方不明に至った状況を明らかにすることはできなかった。</p>
原因	<p>本事故は、本船が津居山港を出港した後、船長が行方不明になった</p>

	ことにより発生したものと考えられる。
参考	今後の同種事故等の再発防止に役立つ事項として、次のことが考えられる。 <ul style="list-style-type: none">・ 1人乗りの船舶において、船体又は機関に異常が発生したときには、1人で対処を行わず、僚船、海上保安庁等に連絡して支援を求めること。